

概要版

令和6年度
包括外部監査の結果報告書

D Xの推進に関する施策に係る
財務事務の執行について

令和7年3月

福井県包括外部監査人
上 坂 誠 和

【 目 次 】

第1章 外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類.....	1
II. 選定した監査テーマ.....	1
III. 監査テーマを選定した理由	1
IV. 外部監査対象期間	2
V. 外部監査対象施設および機関	2
VI. 外部監査の方法	2
VII. 外部監査の実施期間.....	3
VIII. 外部監査人および外部監査人補助者	3
IX. 重要な用語の説明.....	3
X. 利害関係	4
第2章 監査対象の概要	5
I. 国におけるDX推進の概要.....	5
II. 県におけるDX推進の概要.....	9
III. 監査対象事業.....	24
第3章 監査の結果-総括的事項.....	27
第4章 監査の結果-事業別	31

第1章 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

II. 選定した監査テーマ

D Xの推進に関する施策に係る財務事務の執行について

III. 監査テーマを選定した理由

令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会に大きな変革をもたらし、人々の生活様式や行動様式を大きく変化させた。リモートワーク、オンライン申請、キャッシュレス決済といった非接触・非対面型のデジタル技術の活用が急速に普及し、ICT技術が社会全体に浸透した。近年では、生成AIなどの新たな技術革新も急速に進み、社会の変容は加速している。

一方、人口減少や少子高齢化による人手不足、働き方改革の浸透、住民ニーズの多様化・複雑化、大規模自然災害の頻発・激甚化など、社会を取り巻く不確実性は増大している。このような状況下で、県庁職員に限られた人的資源や財政状況の中で、従来のやり方で地域課題の解決や新たな価値創造に取り組むには限界がある。デジタル技術を基本的な手段として活用し、行政サービスの質を向上させることが不可欠となっている。

県は、D X（デジタル・トランスフォーメーション）を「デジタル技術を活用することにより、人々の生活をより良いものへと変革すること」と定義し、その推進を積極的に行っており、新技術を地域課題の解決や新たな価値創造につなげることが重要であるとの認識を示している。

「福井県長期ビジョン」では、未来技術を積極的に活用することが明記され、県全体でD Xを推進する方針が示されている。知事をトップとする福井県D X推進本部が設置され、「生活」「産業」「行政」の3分野におけるD X推進事業・プロジェクトをまとめた「福井県D X推進プログラム」が策定され、令和3年度から全庁を挙げて推進されている。D Xの推進は、県民の利便性向上や業務の効率化による人的資源の創出を可能にし、行政サービスの更なる向上に繋がる可能性を秘めている。

しかし、D Xを推進していくためには、さまざまな課題が存在する。システム導入・運用のためのコスト、職員のデジタルスキル格差、セキュリティ対策など、検討すべき事項は多岐にわたる。また、D Xによって実施された事業や効率化された業務プロセスが、本当に県民の利便性向上に繋がっているのか、費用対効果はどうかといった検証も必要である。

特に、地方自治体においてはデジタルデバイドの問題も考慮する必要がある。高齢者や情報弱者と呼ばれる人々が、D Xの恩恵を十分に受けられるように、情報提供やサポート体制の整備が重要な課題となる。さらに、D Xを推進するためには、職員の意識改革も不可欠である。新しいシステムやツールを使いこなすための研修や、デジタル思考を醸成するためのワークショップなどを開催し、職員の意識改革を促す必要がある。

以上の状況を踏まえ、県のDXの推進に関する施策に係る財務事務の執行について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

IV. 外部監査対象期間

原則として令和5年度（必要に応じてその他の年度も対象とする。）

V. 外部監査対象施設および機関

今回の監査にあたり、DX施策に関連する事務事業を監査対象とした。この監査対象に関連する部署および所管課は次のとおりである。

<部署および所管課>

- ・福井県DX推進本部
- ・総務部－情報公開・法制課、市町協働課
- ・未来創造部－DX推進課、県民協働課、交通まちづくり課
- ・防災安全部－危機管理課
- ・交流文化部－定住交流課、観光誘客課、文化課
- ・エネルギー環境部－エネルギー課
- ・健康福祉部－障がい福祉課、こども未来課、地域医療課
- ・産業労働部－経営改革課、商業・市場開拓課
- ・農林水産部－園芸振興課、中山間農業・畜産課、農地保全整備課、森づくり課、
水産試験場
- ・土木部－土木管理課
- ・会計局－審査指導課
- ・議会局－総務課
- ・教育庁－高校教育課、義務教育課、保健体育課
- ・県警本部－警務課、交通企画課（会計課）
- ・他関連部署

VI. 外部監査の方法

（1）主な監査要点

主に以下の監査要点について監査を実施した。

1. DXの推進に関する施策に係る財務事務の執行について、関連する法令および条例・規則、要綱等に準拠して執行されているか。
2. DXの推進に関する施策に係る財務事務の執行について、経済性、効率性、有効性の観点から適切に実施されているか。

(2) 主な監査手続

1. 県担当者へのヒアリング
2. 関係書類の閲覧、照合、分析
3. その他必要とした手続

VII. 外部監査の実施期間

令和6年5月23日から令和7年3月14日まで

VIII. 外部監査人および外部監査人補助者

- ・ 包括外部監査人
上坂 誠和（公認会計士・税理士）
- ・ 外部監査人補助者
藤井 宏澄（公認会計士・税理士）
福原 豪秀（公認会計士・税理士）
梅田 雅彰（公認会計士・税理士）
寺尾 忠佳（公認会計士・税理士）
木村 善路（公認会計士・税理士）

IX. 重要な用語の説明

本報告書の中で使用される以下の用語は、次のような意味で用いている。

【使用されている用語の説明】

- ・ 「指摘事項」と「意見」

「指摘事項」とは、一連の事務手続の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、あるいは、違法ではないが、社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

また、「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織および運営の面で合理化に役立つものとして改善または検討が望まれる事項を記載している。

【使用されている主な I T 用語の説明】

- ・ R P A（Robotic Process Automation）：

パソコン上で行われるマウスやキーボードの操作などの事務作業をソフトウェアロボットが代行することで、人の手を介さずに業務を自動処理させるための技術。業務効率の向上と人為的ミスの予防に役立ち、生産性の向上が見込める。

- ・ ローコードツール：

プログラミング等を（ほとんど）行うことなく、マウス等の簡単な操作のみでアプリケーションやシステムの開発を可能にするツール。

- ・ ノーコードツール：
プログラミングの知識がなくてもアプリケーションやシステムを開発できるツール。
- ・ ICT（Information and Communication Technology）：
情報通信技術のことを指し、コンピュータやインターネット、通信技術を活用して情報を収集、処理、伝達する技術の総称。
- ・ EBPM（Evidence Based Policy Making）：
データの分析・解析を経て導き出された客観的な情報（エビデンス）に基づき政策を立案・実施する手法。
- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：
インターネット上で人々が交流するためのサービス。

【本報告書における記載内容の留意事項】

- ・ 端数処理
報告書の数値は、原則として金額は単位未満の端数を切り捨てて記載し、比率は小数点2位以下を四捨五入して記載している。ただし、県より入手した資料が異なる端数処理をしていた場合は、そのままの金額を記載することとしている。以上より、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

【法人格の表記について】

- ・ 報告書中の法人格は、略語により表記している場合がある。
株式会社：(株)、有限会社：(有)、公益社団法人：(公社)、一般社団法人：(一社)、
公益財団法人：(公財)

X. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

I. 国におけるDX推進の概要

我が国においては、平成13年1月に「IT基本法」が施行され、政府は「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」を内閣に作り、IT戦略として「e-Japan戦略」を策定し、主にインフラ整備とIT活用を推進した。その後、平成25年に政府CIOの法定設置および平成28年の「官民データ活用推進基本法」の成立等により、データの利活用とデジタル・ガバメントが戦略の新たな柱として推進された。

しかし、データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠になるとともに、新型コロナウイルス感染症の対応において地域や組織間における横断的なデータ活用ができなかったことや利用者起点での利活用が進んでいないといったことなど世界と比べても日本におけるデジタル化の遅れが顕在化し、日本のデジタルトランスフォーメーション形成の遅延状況は「デジタル敗戦」と呼ばれる状況に陥っている。

これらを鑑み、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が総務省から公表され、IT基本法の見直しとデジタル庁設置の考え方が示され、これまでの政策等について根本からの見直し・やり直しを図るため、令和3年9月に「デジタル社会形成基本法」が策定・施行され、それをもってIT基本法の廃止及び本法に基づいた施策を実行するために内閣に設置されたIT戦略本部の解消が行われ、新たに「デジタル庁設置法」に基づく「デジタル庁」が設置され、政府CIOは廃止された。

「デジタル社会形成基本法」は、次の6章から構成されている。

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	基本理念（第三条—第十二条）
第三章	国、地方公共団体及び事業者の責務等（第十三条—第十九条）
第四章	施策の策定に係る基本方針（第二十条—第三十七条）
第五章	デジタル庁（第三十八条）
第六章	デジタル社会の形成に関する重点計画（第三十九条・第四十条）

「第一章 総則」において、第一条でこの法律の目的を以下のように定めている。

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びにデジタル庁の設置及びデジタル社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とする。

また、第二条では「デジタル社会」の定義を行っており、その社会で用いる情報通信技術について「官民データ活用推進基本法 第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術」と記載している。

第5章では、第三十八条において、内閣にデジタル庁を置く、としている。

第6章では、第三十九条において、デジタル社会の形成に関する重点計画の作成において定める17の事項を列記し、この重点計画に定める施策については、原則として当該施策の具体的な目標と達成期間を定めるとし、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策を定めるときは自治体の長などの意見を聴かなければならない、としている。

この第三十九条の規定に基づき、デジタル庁は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を令和4年以降、毎年度作成している。この計画は、デジタル社会形成基本法に規定する重点計画として策定するが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する情報システム整備計画及び官民データ活用推進基本法に規定する官民データ活用推進基本計画としても策定するものであり、官民データ活用推進基本法の規定に基づき、国会に報告するものである。

令和4年6月には「デジタル田園都市国家構想」が閣議決定された。「デジタルによる地域活性化を進め、さらには地方から国全体へボトムアップの成長を実現する」ことを目的とし、①デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、②ハード・ソフトのデジタル基盤整備、③デジタル人材の育成・確保、④誰一人取り残されないための取組、という4つの取組方針を掲げている。

〈関連する法律・組織・計画等〉

区 分	名 称	制定・設置年月
法 律	I T 基本法	平成 13 年 1 月
組 織	政府 C I O の設置	平成 25 年
法 律	官民データ活用推進基本法	平成 28 年 12 月
基本方針	デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針	令和 2 年 12 月
法 律	デジタル社会形成基本法	令和 3 年 9 月
法律・組織	デジタル庁設置法	〃
国家構想	デジタル田園都市国家構想	令和 4 年 6 月
計 画	デジタル社会の実現に向けた重点計画	〃

国は、デジタル社会に対応したデジタル・ガバメントの実現を目指し、官民データ活用推進基本法や国の方針を具体化するために平成30年1月に「デジタル・ガバメント推進方針」を策定し、この推進方針で示された方向性を具体的に行うための計画として「デジタル・ガバメント実行計画」を策定した。

また、自治体においては、DXを推進することにより、自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、住

民の利便性向上や業務効率化を図り行政サービスの質を向上させることにより、新たな価値を創出することが期待される。そこで、国は、令和2年12月に「自治体DX推進計画」、令和3年7月に「自治体DX推進手順書」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項や具体的な手順を示した。

○自治体DXについて

自治体DXについては、総務省の所管であり、その推進内容についてWebサイトで公表している。それをまとめると、次のページのようになる。

【国の自治体DXの推進】

総務省 https://www.soumu.go.jp/denshijiti/index_00001.html より

	～ 2021.3	～ 2022.3	～ 2022.9	～ 2023.3	～ 2023.9	～ 2024.3	～ 2024.9
デジタル・ガバメント推進方針	2017. 5						
デジタル・ガバメント実行計画	① 2020.12 閣議決定						
自治体DX推進計画	① 2020.12 第1.0版	➔	④ 2022.9 第2.0版	➔	➔	2023.11 第2.1版 2023.12 第2.2版 2024.2 第2.3版	⑧ 2024.4 第3.0版
地方公共団体情報システム標準化基本方針				⑤ 2022.10 閣議決定	⑥ 2023.9 改定	➔	➔
人材育成・確保基本方針策定指針						⑦ 2023.12 策定	➔
			↓	↓		↓	↓
自治体DX推進手順書							
自治体DX全体手順書			④ 2022.9 第2.0版	⑤ 2023.1 第2.1版	➔	⑦ 2023.12 第2.2版	⑧ 2024.4 第3.0版
外部デジタル人材の確保がトクブック（上記別冊）						⑦ 2023.12	
自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書		③ 2021.7 第1.0版	➔	⑤ 2023.1 第2.0版	⑥ 2023.9 第3.0版	➔	➔
自治体情報システムの標準化・共通化 参考事例集					⑥ 2023.9 第1.0版		
自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書			④ 2022.9 第1.1版	⑤ 2023.1 第2.0版	➔	➔	⑧ 2024.4 第3.0版
自治体DX推進手順書 参考事例集		② 2021.7 第1.0版	—	—	—	—	—
自治体DX推進 参考事例集							
1.体制整備 参考事例集			↳	上記の「自治体DX推進手順書 参考事例集」をバージョンアップ	② 2023.4 第1.0版	➔	➔
2.人材確保・育成 参考事例集							② 2024.4 第2.0版
3.内部DX 参考事例集							
地域社会のデジタル化に係る 参考事例集		⑨ 2021.1 第1.0版	⑨ 2022.9 第2.0版	➔	➔	➔	⑨ 2024.5 第3.0版

第1.0版 = 初版

- ① 「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年（令和2年）12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等をとりまとめ、2020年（令和2年）12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」として策定しました。今般、自治体DX推進計画について、重点取組事項等における自治体DXの全国の取組状況を新たに記載する等の改定を行いました。
- ② 本事例集は「自治体DX推進手順書参考事例集」（令和3年7月策定）を、全国の自治体におけるDXの最新の取組状況を踏まえ、令和5年4月にバージョンアップしたものです。各自治体が参考にしやすいように、体制整備、人材確保・育成、内部DXの3つの観点で整理した上で、自治体における最新の取組を充実化させています。令和6年4月には、フロントヤードにおけるDXの取組事例をはじめとして、幅広く掲載事例を拡充するとともに、事業効果や導入サービス等の情報を集約した新たなページを追加する改定を行いました。
- ③ 「自治体DX推進計画」を踏まえ、自治体が着実にDXに取り組めるよう、令和3年7月に「自治体DX推進手順書」を作成しました。
- ④ 令和4年9月、「自治体DX推進計画」の改定と併せて、「自治体DX推進手順書」について一部改定を行い、「自治体DX全体手順書【第2.0版】」「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.1版】」として、それぞれ改定を行いました。
- ⑤ また、令和5年1月には、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月7日閣議決定）等を踏まえた一部改定を行い、「自治体DX全体手順書【第2.1版】」「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】」「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第2.0版】」として、それぞれ改定を行いました。
- ⑥ 令和5年9月、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和5年9月8日閣議決定）の改定等を踏まえ、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第3.0版】」として、改定を行いました。
- ⑦ 令和5年12月、「人材育成・確保基本方針策定指針」の策定等を踏まえ、「自治体DX全体手順書【第2.2版】」として、改定を行いました。
- ⑧ 令和6年4月、「自治体DX推進計画」の改定と併せて、「自治体DX全体手順書【3.0版】」「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【3.0版】」として、改定を行いました。
- ⑨ 「自治体DX推進計画」において、自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項として、「すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する」とこととしており、今般、自治体の事業検討・実施に資するよう、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」を作成しました。令和6年5月、AI等の先進技術の活用事例や低コストでの運用事例等、デジタル実装の更なる進展に資する事例を充実させるとともに、事業効果をわかりやすく掲載するため、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第3.0版】」として改定を行いました。

Ⅱ. 県におけるDX推進の概要

1. デジタル社会の形成における地方公共団体の役割と責務

デジタル社会の形成における地方公共団体の役割と責務については、デジタル社会形成基本法において以下のように記載されている。

デジタル社会の形成における地方公共団体の役割として、第二章の「基本理念」の8つのうちの1つとして第九条で国及び地方公共団体と民間との役割分担として「デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービスにおける国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。」としている。

また、地方公共団体の責務として、第3章において次のように記載されている。

(国及び地方公共団体の責務)

第十三条 国は、前章に定めるデジタル社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十五条 国及び地方公共団体は、デジタル社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2. 県のDX推進

(1) 県のDXに関する総括的な計画 - 福井県DX推進プログラム

県は、令和2年7月に「福井県長期ビジョン2020→2040」、「実行プラン2020～2024」を策定し、毎年度の実践目標として「未来をつくる実践目標 チャレンジ20XX」を策定している。また、県が令和5年5月に策定した「ふくいNEW経済ビジョン」（計画期間：令和5年度～令和9年度）では、4つの実行戦略のうちの1つとして「成長に向けた経営改革の推進」を掲げ、その中の4つの主要プロジェクトの1つとして「デジタル技術による経営革新の推進」を位置づけている。そこでは、DXの普及・啓発、デジタル人材の育成・確保、デジタル投資による経営強化を施策の柱とし、KPIとしてDX取組企業数1,500件（令和5年度～令和9年度累計）を掲げている。

しかし、DXに関しては、技術進歩や環境の変化が激しく、また、国の政策等も流動的であり、中長期計画だけでは対応できないため、これらとは別に、県は、県内のDXを5年間で一気に進めるべく、全庁横断の「デジタルトランスフォーメーション推進チーム」を立ち上げ（令和2年10月5日設

置)、「生活」「産業」「行政」の各分野について課題解決に向けた取組みを進めることとし、各分野におけるDX推進事業・プロジェクト等を取りまとめた「福井県DX推進プログラム」を令和3年3月に策定している。

DX事業の拡充に合わせ、プログラムは随時更新することし、毎年3月に大きく更新し(令和3年3月 Ver.1、令和4年3月 Ver.2、令和5年3月 Ver.3.0、令和6年3月 Ver.4.0)、また3か月ごとに修正更新(Ver.X.1、X.2、X.3)を行っている。この福井県DX推進プログラムにおいては、DXを生活のDX・産業のDX・行政のDXの3つの分野に区分し、DXを推進している。

各分野の内容は、以下のとおりとなっている。

- ・生活のDX：生活のDXでは、県民生活の質の向上を目指し、未来技術を活かしたまちづくりや、MaaSなどの新交通システムの導入、福祉分野のICT活用、デジタル技術を活用した地域防災力の向上、教育分野のデジタル化などを推進する。
- ・産業のDX：産業のDXでは、DXによる県内企業の高付加価値化を目指し、ビジネスモデルの変革や業務の効率化、IT人材の確保・育成、スマート農林水産業やデジタル技術を活用した新たな観光施策などを推進する。
- ・行政のDX：行政のDXでは、デジタル自治体の実現を目指し、県と市町が連携して、電子申請の拡充(押印廃止、ペーパーレス化)やテレワーク環境の充実、データの収集・分析や政策への応用、広報広聴の分野のデジタル化などを推進する。

DX推進プログラムに記載されている各施策については、各課において企画立案、実施、監督されている。

(2) 県庁内部におけるDX推進計画

①福井県職員デジタル人材育成方針

DX推進には職員の一人ひとりがデジタル技術の特質を理解し、従来の課題解決手段(ヒト・モノ・カネ)に「デジタル」を加えて業務改革や実務執行に取組み(自走化)、それが当たり前となり無意識のうちに組織全体で取組まれている状態(常態化)を作り出すことが必要である。県は、このようなDXの自走的な取組みの常態化に向けて、取組みの主体となる「デジタル人材」の育成を計画的・組織的に推進するため、県が求める「人材像」や「スキル」等を明らかにし、その習得に向けた育成プログラムおよび、その進捗を計る評価体制を整理した「福井県職員デジタル人材育成方針」を令和5年2月に策定した。

②生成AIの活用

生成AIは、行政DXを積極的に進めるための有効な手段の一つとして、職員の業務効率化や新しいアイデア創出の助けとなることが期待される一方、情報漏洩や権利侵害等のリスクがある。そのようなリスクから県民の権利や財産を守ることを前提に、県職員が生成AIを業務利用する際に遵守すべき事項や効果的に活用するための方法を示すものとして、県は、令和5年9月に「福井県文章生成AI利用ガイドライン Ver.1.0」を策定し、令和6年4月に「福井県生成AI利用ガイドライ

ンVer.2.0]および「福井県生成 A I 活用事例集」を作成した。

(3) 官民データの活用推進

国は、平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」を制定した。この基本法において、官民データ活用推進に関する基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者の責務を明確にし、施策の基本事項を規定している。「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報で、国・地方公共団体・独立行政法人などにより管理・利用・提供されるものとし（第二条第一項）、官民データ活用の推進に当たっては、官民データの効果的かつ効率的な活用を図るため、人工知能関連技術、インターネット・オブ・シングス活用関連技術、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術の活用が促進されなければならない、としている（第三条第八項）。

この基本法では、政府は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、官民データ活用の推進に関する基本的な計画（官民データ活用推進基本計画）を定めなければならない、としている（第八条第一項）。基本計画では、基本的な施策について方針を定め、具体的な目標と達成期間を設定する。国は平成29年5月に「世界最先端IT国家創造宣言（平成30年6月より「世界最先端デジタル国家創造宣言」） ・官民データ活用推進基本計画」を策定した。

また、この基本法では、「都道府県は、官民データ活用推進基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない、としている（第九条第一項）。これは、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の経済的条件に応じた施策を策定・実施するものであり、県は、令和3年度から令和7年度までの5年間の「福井県官民データ活用推進計画」を策定した。

〈国・県の関連する法律・計画等〉

	区 分	名 称	制定・策定年月
国	法 律	官民データ活用推進基本法	平成 28 年 12 月
国	基本計画等	世界最先端 IT 国家創造宣言・ 官民データ活用推進基本計画	平成 29 年 5 月
県	計 画	福井県官民データ活用推進計画	令和 3 年 3 月 (計画期間：令和 3 年度 ～令和 7 年度)

(4) 特定分野でのDX推進計画

①福井県学校教育DX推進計画

国は、令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」を公布・施行し、これに基づき、学校教育の情報化の推進に関する今後の施策の方向性やロードマップを示すため、令和元年12月

に「GIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想」および令和4年12月に「学校教育情報化推進計画」を策定した。

県では、平成31年2月に「福井県学校業務改善方針」を作成し、これに基づき教員の業務改善を進めてきたが、依然として長時間勤務を行う教員は多い。業務の見直しを行いさらなる改善を進めるためには、様々な場面にデジタル技術を活用することにより、教員の負担となっている事務作業等の効率化を進めることが不可欠である。そのため、県は、国の計画を踏まえ、進化の早いデジタル化社会の動きを見据えながら、本県の学校教育におけるDXの目指す方向性と、実現に向けた主な施策を定めるため、令和5年3月に「福井県学校教育DX推進計画」を策定した。

〈国・県の関連する法律・計画等〉

区分	名称	制定・策定年月	
国	法律	学校教育の情報化の推進に関する法律	令和元年 6月
国	国家構想	G I G Aスクール構想	令和元年 12月
国	計画	学校教育情報化推進計画	令和4年 12月
県	方針	福井県学校業務改善方針	平成 31年 2月
県	計画	福井県学校教育DX推進計画	令和 5年 3月

(5) 県のDX推進の公表

県は、県のDX推進事業について県民や県職員に広く理解がいきわたるよう、その内容や状況について記載した「福井県のDX推進かわら版」を令和3年7月より作成し、Web上で年に4回公表している。



3. 福井県DX推進プログラムの内容

前述したように、県においては、県の政策をDXの視点で整理した「福井県DX推進プログラム」を策定し、全庁を挙げて取組みを進めている。この「福井県DX推進プログラム」は、どのバージョンでも以下の構成となっており、3か月ごとのバージョンアップでは、主として「(7) 政策集(福井県DX推進プログラム)」の見直し・追加が行われている。

【福井県DX推進プログラムの構成】

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 福井県DXの取組大要 | (2) 福井県DXの考え方 |
| (3) DXに取り組むべき背景理解 | (4) 目指す将来像(ビジョン) |
| (5) 行動規範(DX推進の3本柱) | (6) DX推進に向けた合言葉 |
| (7) 政策集(福井県DX推進プログラム) | (8) DX推進を支える土台・仕組み |
| (9) 推進体制 | (10) 今後の取組方針 |

「（１）福井県DXの取組大要」では、県のDXの取組みの全体像が以下のように記載されている。（図の中の括弧書きの数字は上記福井県DX推進プログラムの構成の中の数値である。）

【福井県DXの取組大要】

令和3年度より全県でDXを推進

地方の実情	県民・市町・産業にてお悩みの方多数	・DXとは何か ・何がどう変わるか ・どう進めるか
	生活の質が高い故、変化の必要性を感じない	
	都市部との環境格差	・デジタルサービスの提供状況 ・デジタルサービスの利用環境
	都市部へのデジタル人材偏在	



(水面の上)	利便が実感できるデジタルの取組	○ 県民生活密着型サービスの先行提供	・コロナ対策 ・地域課題対応 ・デバイド/産業支援
		○ 機動的な事業化	・DX事業の期中拡大



(水面の下)	全県挙げたDX遂行を支える土台・仕組み作り → (8)	県	○ 方針策定	・ビジョン → (4) ・行動規範・DX推進に向けた合言葉 → (5) (6) ・DX政策集 → (7)
			○ 推進体制の整備 → (9)	・CDO配置・DX推進組織拡張 ・意思決定機関 (トップダウン) ・現場実行体制 (ボトムアップ+自走仕組み化)
			○ 意識変革	・知事率先垂範・CDO全庁研修
○ 人材の育成・確保			・研修体系整備 (座学・実践・伴走型の3層) ・職員採用DX枠創設・兼業型委嘱制度導入	
○ 制度設計			・予算編成重点枠新設・パーパス制度導入	
○ 情報システム整備			・クラウド基盤・相談受付体制・取組可視化	
			⇄	
		市町・産業との連携	○ 機運醸成	・CDO研修 ・出前講座
			○ 取組共有	・県市町共同人材育成ワークショップ ・産業団体との共同研究
			○ 共同PJ実施	・DX事業 ・シビックテック ・システム共同利用

(『DX推進プログラム関連資料』より監査人作成)

また「(2) 福井県DXの考え方」は次のように記載されている。(図の中の括弧書きの数字は上記福井県DX推進プログラムの構成の中の数値である。)

【福井県DXの考え方】



(『DX推進プログラム関連資料』より監査人作成)

4. DX推進体制

(1) 県のDX推進体制

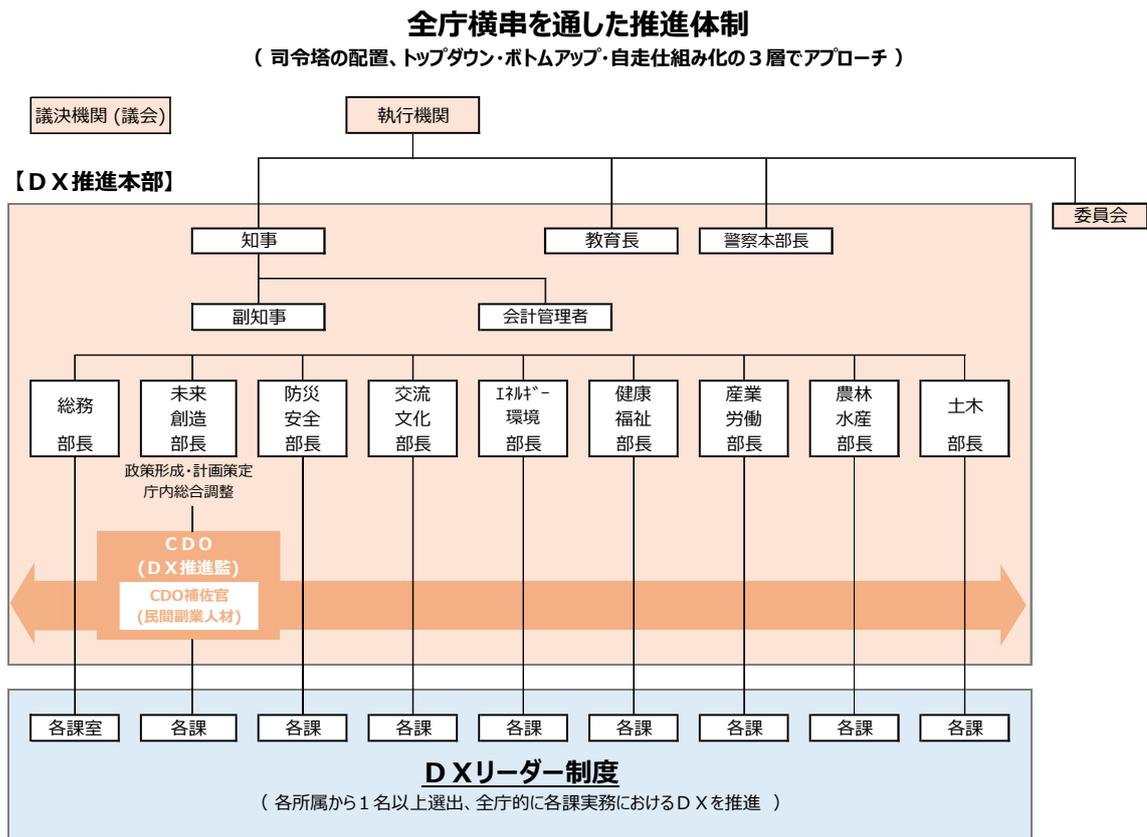
県は、知事をトップとし、理事者により構成する意思決定機関として、DX推進本部を設置し、福井県DX推進プログラムの推進を行っている。

県庁内のDX推進の責任者として、部長級の最高デジタル責任者（DX推進監（CDO））を設置している。

また、各課実務の業務改善・価値創造を推進するDXリーダーを全所属から若手職員を中心に210名（令和6年10月末時点）選定している。DXリーダーは、DXリーダー研修を受けながら、全庁での業務共通ルールに基づく業務効率化推進、全庁各課でDX取組目標を毎年1所属1取り組み設定推進、RPA・ローコード等、業務見直しの実践などを行っている。

DX推進プログラムのとりまとめはDX推進課がその役割を担っている。

福井県DX推進プログラムの「(9) 推進体制」において、下記のように記載されている。





**スピード感を持って
デジタルで変える役割**

(2) 外部の人材活用

D Xの支援体制として、即戦力人材の速やかな確保、専門的な知識や経験の活用を目的に都市部在住の専門人材を中心とした外部のデジタル人材をD X推進アドバイザーとして委嘱し、セミナーの開催や各施策に対する助言を行ってもらっており、県庁職員は、専門家からの助言を得ながらD Xの推進ができるような体制を敷いている。

支援内容は、システム開発・内製化、人材育成、計画等の策定、アンケート設計、データ分析・検証、EBPM、市町のハンズオン支援、官民共創によるD X支援、基幹業務システム標準化等における助言、自治体における意識変革、デジタルマーケティングに関する助言、県民目線のシステム開発、ノーコードツール活用によるI Tスキル向上に関する助言など多岐にわたる。

(3) 支援ツール

D X推進の支援ツールとして、Microsoft Teams を庁内の連携プラットフォームとして活用しており、そこにおいては、『「福井県×D X」推進チーム』を設け、D Xニュース、セミナー情報、スキルアップ情報、よろず相談、D Xやってみた、事業者連携情報などを提供している。

また、庁内のイントラネット上に『D X推進のひろば』を設けており、そこにおいては、職員の実践事例や前向きな取組みを公開し、全庁での取組み状況を共有化し、各課において実践しやすくしているなど、職員のやる気を引き出しながらD X推進を全庁的に後押しする仕組みを整備している。

(4) その他の支援体制

その他、以下のような施策を設け、職員のやる気を引き出し、D Xを面的に後押しする仕組みを設けている。

- ・ふくい式 20%ルール：積極性を支援すべく、勤務時間の一部（20%以内）を担当業務以外の新たな創造的活動に従事可能
- ・チャレンジ政策提案：若手職員が直接知事に政策提案
- ・いいね！チャレンジ：改善事例等を全庁展開し相互称讃、幹部表彰、クレドアワードへ推薦

- ・クレドアワード：クレドに基づく優れた行動成果を表彰
- ・予算編成方針：DX推進事業は要求基準対象外
- ・政策トライアル枠予算の設定：アジャイルでの事業検証を可能に
- ・共通ルール設定：ペーパーレス化推進、在宅勤務拡大、電子決裁徹底、FAXレス推進、行政手続の電子化

(5) 県以外の推進組織

①公益財団法人ふくい産業支援センター

公益財団法人ふくい産業支援センターは、福井県内の中小企業の経営革新や創業の促進、経営基盤の強化などを総合的に支援する機関である。

(主な事業内容)

- ・経営支援：専門家による経営相談やセミナー、経営改善計画策定支援など
- ・創業支援：創業に関する相談やセミナー、創業資金の融資相談など
- ・技術支援：技術開発に関する相談や共同研究、技術指導など
- ・人材育成：経営者や従業員向けの研修やセミナー、人材育成プログラムの提供など
- ・情報提供：経営や技術に関する情報提供、マッチング支援など
- ・交流促進：企業間の交流会や展示会、ビジネスマッチングの開催など

ふくい産業支援センターは、中小企業の様々な課題解決をサポートし、地域経済の活性化に貢献している。このセンターのDXに関する事業は、「第4章 監査の結果－事業別」の「県内企業のDX推進事業」で記載している。

②ふくいデジタル推進アライアンス

本県企業におけるデジタル化を推進し、本県産業の活性化を目指すための連携と協力のプラットフォームとして令和6年に発足し、活動している。

発足年月	令和6年5月
目的	福井県内企業のデジタル活用を推進することにより、業務の高度化、ならびに人材の育成を図り、地域経済の活性化に寄与すること。
活動方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業のデジタル活用推進に関するイベント・セミナー ・ 県内企業に対するデジタル活用に関する相談会の運営 ・ 県内企業のデジタル活用に対応する支援先の紹介 ・ 県内企業におけるデジタル活用の状況把握および分析
運営会員	<p>以下の機関が連携して運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県 ・ (一社)福井県商工会議所連合会

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県商工会連合会 ・ (株)福井新聞社 ・ (公財)ふくい産業支援センター (会員受付・情報発信 担当) ・ (株)福井銀行 (企画・運営 担当) ・ 賛同会員
--	---

5. 予算

令和5年度一般会計当初予算額に対する福井県DX推進プログラムの予算額の占める割合を示すと以下のとおりである。

	A. 福井県DX推進プログラムの予算額 (千円)	B. 一般会計当初予算 (千円)	A/B (%)
令和3年度	2,147,568	556,113,036	0.4
令和4年度	3,170,022	511,173,018	0.6
令和5年度	4,859,172	486,066,391	1.0
令和6年度	4,604,571	504,695,017	0.9

6. 政策集 (福井県DX推進プログラム)

令和3年に47事業の取り組みでスタートした福井県DX推進プログラムは、その後増加し、福井県DX推進プログラムver.3.3 (令和5年度9月補正)の「(7) 政策集 (福井県DX推進プログラム)」においては、令和5年度のDX政策として次の87事業を掲げている。

○生活DX

カテゴリ	政策名	
まちづくり	1	県民向けサービス連携基盤整備事業
	2	「デジタル地域通貨」の導入
	3	未来技術活用プロジェクトの誘致
	4	住民との協働による地域課題の解決
	5	地図情報共有サービスを用いた地域課題解決 ※
	6	嶺南スマートエネルギーエリアの形成
交通	7	地域公共交通への新たなモビリティサービスの導入
医療	8	ワクチン接種にかかる医療機関の予約空き状況の公開
	9	在宅医療における見守り機能強化
	10	公立診療所におけるオンライン診療の実証
福祉	11	自動応答システムを活用した相談窓口の案内

カテゴリ	政 策 名	
	12	ロボット・ICT導入による介護職員の負担軽減
	13	自己理解ツールの開発及び試行
	14	ICTを活用した高齢者の就労等支援
	15	A I を活用したインターネット誹謗中傷対策
子育て	16	ICTを活用した子どもの安心・安全対策
	17	デジタルパスポートを活用した子育ての応援
	18	子育てサービスの空き状況の公開 ※
	19	ナッジを活用した移住情報発信強化 ※
結婚支援	20	A I マッチングシステムの運用による結婚支援
	21	WEB予約とオンライン会議を活用した若年者の就職支援
スポーツ	22	デジタルを活用したふくい桜マラソンの盛り上げ
	23	eスポーツの普及による共生社会の実現
環 境	24	環境配慮行動アプリの開発 ※
防 災	25	SNSを活用した避難所の利便性向上
	26	ため池水位の情報発信による防災・減災
	27	除雪状況の「見える化」の推進
	28	A I を活用した河川水位の予測・観測
	29	企業と連携した危険箇所の県民周知
	30	ふくいの空から県民を守るドローン防災事業
安全安心	31	テレマティクス技術を活用した安全運転コンテストの実施
教 育	32	タブレットの積極的活用による「引き出す」「楽しむ」教育の推進
	33	はびりゅうスポーツ広場プロジェクト ※
	34	ICTがつなぐ、高校教育の高度化
	35	ICTを活用した進学・就業活動支援
	36	ICT活用研修による教職員の授業力向上
	37	ICTを活用した教職員の働き方改革
	38	学習活動におけるICT環境の整備

○産業DX

カテゴリ	政 策 名	
企 業	1	県内企業のDX推進
	2	DX人材の育成・確保
	3	県内企業のテレワーク推進
	4	県制度融資の全手続きの電子化

カテゴリ	政 策 名	
	5	オンラインによる企業誘致の推進
ものづくり	6	県内企業の生産工程の自動化促進
	7	IoTを活用した企業間での情報共有
サービス	8	デジタルバウチャーを活用した消費喚起
	9	デジタル活用によるインバウンド消費拡大
農 業	10	ICTを活用したスマート農業
	11	中山間地域農業のスマート化
	12	A I を用いた稲の生育ステージの判定
林業	13	林業D X 推進対策事業
水産業	14	漁獲データ収集体制の高度化
	15	スマート水産業による「越前がに」の持続的確保
観光	16	デジタル活用による観光地経営
	17	デジタルマーケティングプラットフォームを活用した外国人向け情報発信
	18	ICTを活用した外国人観光客のおもてなし向上
	19	文化施設の多言語化によるインバウンド対応の強化 ※
	20	一乗谷朝倉氏遺跡でのバーチャル体験
	21	福井駅周辺でのA R 等を活用した歴史案内
	22	三方五湖エリアにおける観光施設駐車場の混雑状況配信
	23	「デジタル地域通貨」を利用した冬の誘客キャンペーン ※

○行政D X

カテゴリ	政 策 名	
県庁	1	デジタル県庁の実現
	2	アナログ規制の見直し ※
	3	行政手続のオンライン化
	4	チャットアプリを活用した市町や民間とのコミュニケーション円滑化
	5	生成A I の業務活用に向けた実証 ※
	6	財務会計事務におけるD X 推進
	7	県議会のICT化推進
	8	A I 音声による道路情報案内
	9	道路施設データベースの導入・活用
	10	A I による土木施設の変状検知
	11	A I 等を活用した設計積算業務 ※
	12	ふくい建設産業ポータルサイト

カテゴリ	政 策 名	
	13	デジタルマーケティングの実践
	14	データ活用による政策立案（EBPM）
	15	県職員のデジタルリテラシーの向上
	16	デジタルツールを活用した業務効率化
	17	若者の就職支援と企業の人材確保支援に係るD Xの推進
	18	若者求職相談者と県内企業求人のマッチングアプリの開発
	19	県産食材購入キャンペーン応募方法のデジタル化 ※
	20	生成A Iによる庁内問合せ対応自動化実証 ※
市町	21	市町におけるD Xの推進支援
	22	マイナンバーカードの取得促進
広報広聴	23	デジタル広報の実現
	24	自動応答システムを活用した県民相談
警察	25	県警察行政におけるD Xの推進
	26	ICTを活用した警察職員の働き方改革推進

※：ver.3.3 において、ver.3.0（令和5年3月作成）から追加した政策である。

7. 県のD X推進の令和5年度までの軌跡と今後想定される動き

県は、国や他県に先駆け積極的にD Xを推進してきた。令和3年度より開始したSTEP1のD X推進体制の整備および機運醸成は令和5年度において予定していたものをすべて終了し、令和5年度においては令和4年度より開始したSTEP2の取組の質量拡大、およびSTEP3の国集中執行対応・業務変革徹底に関する政策・事業を行っている。令和6年度以降はSTEP2からSTEP3に重点が移っていくことが想定されている。これらについて図示したものが、次のページの表である。

Ⅲ. 監査対象事業

令和5年度のDX関連事業のうち、福井県DX推進プログラムに掲載の予算額1,000万円以上の事業を今回の監査対象として選定した。ただし、DX推進課所管事業については同プログラムに掲載の予算額1,000万円未満の事業も対象とした。なお、翌年度に繰り越したものは対象外としている。

	監査対象事業	事業数
A	予算額1,000万円以上の事業	40
B	DX推進課の事業	11
C	AかつB	6
	計(A+B-C)	45

以下、選定した監査対象事業である。

【監査対象事業の一覧】

No.	所管部課	事務事業名	関連政策名 (福井県DX推進プログラム)	予算額(※) (千円)
<生活DX>				
1	未来創造部 DX推進課	福井県DX推進事業	未来技術活用プロジェクトの誘致	31,824
			住民との協働による地域課題の解決	2,629
			データ活用による政策立案(EBPM) 県職員のデジタルリテラシーの向上	1,708
2	未来創造部 DX推進課	県民向けサービス連携基盤整備事業	県民向けサービス連携基盤整備事業	132
3	未来創造部 DX推進課	デジタル地域通貨運営事業	「デジタル地域通貨」の導入	450,994
4	未来創造部 DX推進課	地図情報共有サービスを用いた地域課題解決事業	地図情報共有サービスを用いた地域課題解決	4,944
5	エネルギー環境部 エネルギー課	嶺南スマートエリア推進事業	嶺南スマートエネルギーエリアの形成	104,807
6	未来創造部 交通まちづくり課	タクシーDX化支援事業	地域公共交通への新たなモビリティサービスの導入	188,134
7	未来創造部 交通まちづくり課	地域公共交通キャッシュレス化推進事業	地域公共交通への新たなモビリティサービスの導入	260,000
8	未来創造部 交通まちづくり課	嶺南地域公共交通充実支援事業	地域公共交通への新たなモビリティサービスの導入	13,616
9	健康福祉部 地域医療課	公立診療所におけるDX推進事業	公立診療所におけるオンライン診療の実証	10,845
10	健康福祉部 障がい福祉課	障がい福祉分野における介護職員負担軽減支	ロボット・ICT導入による介護職員の負担軽減	29,752

No.	所管部課	事務事業名	関連政策名 (福井県DX推進プログラム)	予算額(※) (千円)
		援事業		
11	健康福祉部 こども未来課	「ふく育」応援事業	デジタルパスポートを活用した子育ての 応援	261,889
12	交流文化部 定住交流課	ふくい移住ブーム創出事 業	ナッジを活用した移住情報発信強化	28,576
13	未来創造部 県民協働課	オールふくい連携婚活応 援事業	A I マッチングシステムの運用による結 婚支援	23,270
14	防災安全部 危機管理課	災害情報インターネットシ ステム運用保守	SNS を活用した避難所の利便性向上	38,588
15	農林水産部 農地保全整備課	農業水利施設等防災 減災対策事業	ため池水位の情報発信による防災・減 災	21,440
16	土木部 土木管理課	ふくいの空から県民を守 るドローン防災事業	ふくいの空から県民を守るドローン防災 事業	198,468
17	教育庁 高校教育課	県立学校タブレット活用 促進事業	タブレットの積極的活用による「引き出 す」「楽しむ」教育の推進	16,877
18	教育庁 義務教育課	小中学校タブレット端末 活用モデル事業	タブレットの積極的活用による「引き出 す」「楽しむ」教育の推進	28,843
19	教育庁 保健体育課	はびりゅうスポーツ広場プ ロジェクト	はびりゅうスポーツ広場プロジェクト	10,358
<産業DX>				
1	産業労働部 経営改革課	県内企業のDX推進事 業	県内企業のDX推進	88,578
			DX人材の育成・確保	38,378
2	産業労働部 商業・市場開拓課	「ふく割」による消費喚起 事業	デジタルバウチャーを活用した消費喚起	343,335
3	農林水産部 園芸振興課	スマート施設園芸拡大 推進事業	ICTを活用したスマート農業	273,996
4	農林水産部 園芸振興課	儲かるふくい型農業総合 支援事業（スマート農 業型のみ）	ICTを活用したスマート農業	40,477
5	農林水産部 中山間農業・畜産 課	中山間総合対策支援 事業（草刈・防除作 業省力化支援のみ）	中山間地域農業のスマート化	40,000
6	農林水産部 森づくり課	林業DX推進対策事 業	林業DX推進対策事業	68,606
7	農林水産部 水産試験場	スマート水産業による「越 前がに」に代表される底 魚資源維持増大事業	スマート水産業による「越前がに」の持 続的確保	19,881
8	交流文化部 観光誘客課	DMOによる観光地域 づくり推進事業	デジタル活用による観光地経営	25,578
9	交流文化部 観光誘客課	インバウンド向けデジタル マーケティング推進事業	デジタルマーケティングプラットフォームを 活用した外国人向け情報発信	34,741
10	交流文化部 文化課	新幹線開業時ミュージア ム誘客拡大事業	文化施設の多言語化によるインバウ ンド対応の強化	12,500
11	未来創造部	福井城址活用推進事	福井駅周辺でのAR等を活用した歴	40,052

No.	所管部課	事務事業名	関連政策名 (福井県DX推進プログラム)	予算額(※) (千円)
	交通まちづくり課	業	史案内	
12	交流文化部 観光誘客課	県内観光促進事業(いこ -よ!キャンペーンのみ)	「デジタル地域通貨」を利用した冬の誘 客キャンペーン	331,010
<行政DX>				
1	未来創造部 DX推進課	デジタル県庁推進事業	デジタル県庁の実現	89,801
			チャットアプリを活用した市町や民間との コミュニケーション円滑化	36,675
			デジタルマーケティングの実践	3,189
			県職員のデジタルリテラシーの向上	1,708
			デジタルツールを活用した業務効率化	5,802
2	未来創造部 DX推進課	市町基幹業務システム 標準化支援事業	市町におけるDXの推進支援	39,600
3	未来創造部 DX推進課	ビッグデータ活用推進事 業	データ活用による政策立案(EBPM)	6,270
4	未来創造部 DX推進課	行政情報ネットワーク運 営費	デジタルツールを活用した業務効率化	238,542
5	総務部 情報公開・法制課	電子決裁・文書管理シ ステム運用事業	デジタル県庁の実現	38,360
6	議会局 総務課	県議会ICT化推進事業	県議会のICT化推進	12,872
7	未来創造部 DX推進課	電子申請・施設予約サ ービス事業	行政手続のオンライン化	24,124
8	未来創造部 DX推進課	生成AIの業務活用に向 けた実証環境の拡大 (政策トライアル枠予 算)	生成AIの業務活用に向けた実証	2,365
9	未来創造部 DX推進課	AIを活用した庁内問 合せ業務自動化事業 (政策トライアル枠予 算)	生成AIによる庁内問合せ対応自動 化実証	1,045
10	会計局 審査指導課	財務会計システム再構 築事業	財務会計事務におけるDX推進	361,400
11	土木部 土木管理課	土木業務運営システム 運用事業(数量計算 支援システム等保守業 務)	AI等を活用した設計積算業務	26,480
12	総務部 市町協働課	マイナポイント取得支援 事業	マイナンバーカードの取得促進	91,402
13	警察本部 警務課 (会計課)	福井県警察防犯アプリ 整備事業	県警察行政におけるDXの推進	16,555
14	警察本部 交通企画課 (会計課)	FUKUI SAFETY PROJECT	県警察行政におけるDXの進	19,029

(※) 予算額には、令和4年度繰越予算や令和5年度2月補正予算を含む。

第3章 監査の結果-総括的事項

今回の監査における指摘事項および意見の一覧は、以下のとおりである。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
I. DXの推進				
1		1	事業の成果物であるアプリや Web サイトの県民への周知について	<p>多額の費用をかけて開発・作成したアプリやWebサイトを多様な方法で県が広報を行っているにもかかわらず、リリース時の一定期間以降は利用が伸び悩んでいるものが多い。</p> <p>県民に広く認知され利用されるには、リリース時の一過性のプッシュ情報ではなく、事業の成果物であるアプリやWebサイトについての情報を継続的にプッシュ配信していく必要がある。その方法として、月1回発行の県の広報誌である「NEWSふくい」に毎号一定のスペースを設けて、県民が情報を収集できる便利なアプリ・Webサイトのリリース情報、更新情報、機能追加情報などを定期的かつ継続的に提供していくのが最も低コストかつ効果的だと思われる。</p>
2		2	県民の I Tリテラシーの向上とデジタルデバイス解消について	<p>県民の I Tリテラシーが低かったりデジタルデバイスが存在すると、地方自治体の事業の実施が制限されたり効果が低減されてしまい、特に買い物難民や交通難民対策のために、県民の I Tリテラシーの向上とデジタルデバイス解消は必須といえる。しかし、県のDX推進プログラムの中にはその対策のための事業がほとんど見当たらない。</p> <p>県は、DX推進プログラムに県民の I Tリテラシーの向上とデジタルデバイス解消のための政策・事業を盛り込み、DX・デジタル技術を大いに活用して、市町と連携・協働して問題解決にあたる必要がある。</p>
3		3	DX人材の育成・確保について	<p>県は、DX推進の方針として「福井県DX推進プログラム」を策定し、意識改革、体制構築、人材育成・確保等に係る仕組みづくりを進めており、各種取り組みを実施し、業務効率化に大きく貢献するなど、成果を上げている。</p> <p>DXの推進は、県民の利便性向上や業務の効率化による人的資源の創出を可能にし、行政サービスの更なる向上に大きく貢献するものであり、DXの成功には専門家人材の確保が重要な鍵となる。そのため、県は、引き続き積極的にDX人材の育成・確保に長期的な目線で取り組んでいくことが望まれる。特にDXの専門家の採用には力を入れていてもらいたい。</p>
4		4	電子契約システムと財務会計システムの連携について	<p>電子契約システムの導入は、産業のDXや行政運営の効率化に貢献することが期待されるが、県も、令和7年4月1日付の契約から電子契約を導入する予定であり、令和5年度から令和7年度までの予定で現在、財務会計システム再構築事業を進めている。</p> <p>今後、電子契約システムが予定どおり稼働し、再構築された財務会計システムとの連携が可能になることにより、庁内や事業者の業務効率化やコスト削減などのメリットが享受できるようになることが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
II. 事業評価				
5		5	標準外経費の事業評価について	<p>経常的経費のうち一部の標準外経費には、特定の目的を達成するために一定の期間内に実施される一連の活動であるプロジェクトに向けて投入される事業経費もあり、それらは事業評価に良くなじむものである。該当する事業は標準外経費であっても、活動指標および成果指標を設定し、目標と実績の乖離の内容から事業評価を行うのになじみやすく、そのような管理に適した事業であるが、県は、標準外経費に対して活動指標および成果指標を設定していない。</p> <p>標準外経費に該当する事業に対しても、政策的経費と同様に、活動指標および成果指標を設定して事業評価を行うことが望まれる。</p>
6		6	予算要求シート（事務事業カルテ）における「受益者」の設定について	<p>事務事業カルテにおいて、「受益者」および「想定される受益者数」の設定は、事業の企画・立案や分析・評価を行ううえで重要な要素であるが、直接的な受益者ではなく間接的受益者を設定している事業が多くある。</p> <p>事業の企画・立案や分析・評価を適切に行うためにも、「受益者」および「想定される受益者数」は直接的な受益者を設定すべきである。</p>
7		7	成果指標の設定について	<p>成果指標として絶対数を使用した場合、当該事業では影響を及ぼすことができない母集団の数量が変化しているのに、絶対数を成果指標として設定しても、成果指標の目標としての意味が乏しい場合もある。</p> <p>成果指標として、絶対数と相対的な割合を示す比率のどちらを使用するかを検討し使い分けることが望まれる。</p>
8		8	成果指標の設定について	<p>受益者数を分母として使用した成果指標を設定している事業は少ない。成果指標として比率を採用した場合、受益者数を分母として使用した成果指標が適切である事業は多いと思われる。</p> <p>受益者数を適切に設定し、成果指標として比率を採用した場合の分母として大いに活用するのが望まれる。</p>
9		9	成果指標の設定について	<p>成果指標は必ず設定するという庁内のルールになっているが、設定していない事業があった。</p> <p>成果目標は、できる限り数値で設定し、数値設定ができない場合はできない理由を記載のうえ、数値でない目標を記載しなければならない。</p>
10		10	活動指標および成果指標の設定について	<p>活動指標について、当該事業の活動量を事務事業の活動指標として設定すべきであるが、活動を表しているとはいえないものがある。また、成果指標について、事業の直接の結果であるアウトプットの指標や短期のアウトカムの指標を事務事業の成果指標として設定すべきであるが、政策・施策の成果指標として設定するのが適切な中長期のアウトカム指標を成果指標として設定しているものがある。</p> <p>両指標を適切に設定することは、事業評価を適切に行うために不可欠のことである。活動指標・成果指標の適切な設定に関するマニュアルの詳細化や県全体の事務事業の指標設定の適切性をチェックする担当者の設置など指標として適正なものが設定される策を講ずることが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
11		11	活動指標および成果指標の設定について	<p>内容が異なるサブ事業が複数ある事務事業において、活動指標および成果指標が1つだけという事業が多くみられた。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p> <p>ただし、複数の指標の設定により事業評価がより難しくなると思われる場合において、重要度・支出額などによりウエイト付けた1つの指標を設定することや金額が小さいサブ事業がある場合に、金額が大きいサブ事業についてのみ指標を設定することも有効な方法であると思われる。</p>
12		12	成果指標の設定について	<p>成果の最終目標を達成した事務事業において、達成した後も成果指標の目標数値が変化していない事業があったが、これは事業に関する合理的な判断に基づく対応とは言えない。</p> <p>目標達成後は、事業に関する合理的な判断を行ったうえで、最終目標を引き上げて事業を継続する、事業を完了する、事業を整理統合する、といった対応をすることが望まれる。</p>
Ⅲ. 再委託契約				
13		13	業務の再委託に関する取り決めの記載について	<p>県は、業務の再委託に関する取り決めについて、契約書に記載している場合もあれば、(調達)仕様書に記載している場合もある。</p> <p>業務の再委託に関する取り決めの記載について、契約書と(調達)仕様書のいずれかに記載する、または、両方に記載する、ということを一統するのが望まれる。</p>
14		14	再委託承認申請書における記載事項について	<p>県は、委託先と再委託先との間の契約金額(再委託金額)を「再委託承認申請書」に記載することを求めておらず、申請書様式にも再委託金額の項目はない。「再委託(予定)金額」に関する情報は、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であるかどうかや、丸投げに伴う不要な中間マージンの発生が懸念されないかどうかなどを確認し、当初の委託契約の経済的合理性について慎重に検証する観点から、重要な判断要素となると考えられる。</p> <p>県は、「再委託(予定)金額」についても把握し、どの程度の割合が再委託されているかを検討した上で、再委託の承認を検討することが望まれる。</p> <p>また、「再委託の期間」についても再委託契約の妥当性を考慮するうえで判断要素となるものであると考えられる。</p> <p>県は、「再委託金額」と「再委託の期間」を再委託承認申請書の様式に追加することが望まれる。</p>
15		15	再委託の範囲や全体像の明確化について	<p>再委託承認申請書の記載内容だけでは、委託と再委託の範囲や全体像の把握が容易でなく、再委託が適当かどうか判断しにくい。</p> <p>再委託をする際には、再委託の業務の範囲について、全体の委託業務のうち、どの範囲で再委託がされているか分かるように、業務内容や業務プロセスごとに役割分担表を作成し、再委託の業務の範囲に合理性があるか分かるようにすることが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
IV. 補助金等事業				
16		16	補助金事業の評価について	<p>県の補助金事業の評価については、事務事業カルテにおける「事業評価」欄の記載があるだけで、それ以外には庁内でのルールや一定の書類・様式はなく、どのような判断を行っているのかを把握できる資料が残されていないことから、個人個人の価値観・考え方のもとで主観的な判断や評価を行っていると推測される。</p> <p>補助金事業の評価を公平・適切に行うためには、統一かつ詳細な評価基準を庁内で設けることが必要である。また各職員が一定のレベルを保持して客観的に評価を行うためには、現在の事務事業カルテのサブカルテとして補助金事業カルテや評価シートを作成するのが有効である。このカルテやシートを作成することによりその補助金事業の性格や問題点などが把握でき、成果指標・活動指標の設定も容易になると思われる。</p>

第4章 監査の結果－事業別

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
< I. 生活DX >				
1. 福井県DX推進事業				
17	1		補助対象経費と補助対象外経費の区分誤りについて	<p>未来技術活用プロジェクト誘致補助金事業における補助金の算定に当たって、補助対象外経費となる役務費の消費税について補助対象経費に含まれていた。</p> <p>県は、補助対象経費と補助対象外経費の区分は適切に区分して集計されているか慎重に確認する必要がある。ただし、補助金の確定は、上限の3,000千円となっており、補助金支給額に影響はない。</p>
18	2		補助対象経費の消費税相当部分について	<p>未来技術活用プロジェクト誘致補助金においては、役務費以外の経費は、消費税も補助対象となっており、消費税相当部分を含めて補助金を支給していた。</p> <p>この点について、補助金交付先が課税事業者である場合には、事業のために行った課税仕入にかかる消費税額を売上にかかる消費税額から控除する仕入税額控除ができることから、補助対象経費に消費税が含まれている場合、事業者は仕入税額控除によって消費税の還付を受けることができるため、事業者は補助金と仕入税額控除の両方で消費税相当額を受け取ることになり、二重に利益を得る結果となる。これは適切ではない。</p> <p>そのため、補助金を支給する場合において、補助金交付先が課税事業者であれば、県は、原則として、補助対象経費から消費税相当額を除外して補助金を交付する、もしくは、県は、補助対象経費に消費税相当部分を含めて補助金を一旦支給し、その後において仕入税額控除によって還付を受けた消費税相当額を補助金から返還させるという手続が必要と考える。ただし、補助対象経費が消費税相当額を考慮しても補助金の上限額を大幅に超過しており、実質的な影響がない場合は、この限りではない。</p> <p>なお、今回、これは、仕入税額控除についての職員の理解不足と補助金交付要綱やマニュアル等への明記がなかったことが要因として発生したものである。県は、補助対象経費の消費税相当部分の取扱いについて、全庁的に誤った取扱いが発生しないよう補助金交付要綱等に明記することが望まれる。</p>
19		17	活動指標および成果指標の設定について	<p>福井県DX推進事業の事務事業カルテにおいては、いくつかのサブ事業を行っているが、活動指標および成果指標は、そのうちの一部のものについてのみ記載している。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
2. 県民向けサービス連携基盤整備事業				
20		18	ふくいコンシェルジュの利用割合について	<p>県の公式ポータルアプリである「ふくいコンシェルジュ」は、県・市町と県民・市民・町民をつなぐ優れたツールであると思われるが、利用が伸びず利用割合が少ない状態である。お金や時間をかけても利用されないならまったく意味がなく、利用割合が少ない原因は分析しなければならないが、一番の原因は県の消極的な広報活動にあると思われる。</p> <p>県はこのアプリやその連携基盤を構築するだけで満足せず、利用割合を高めるために県民への広報活動にもっと尽力する必要がある。</p>
3. デジタル地域通貨運営事業				
21		19	運用コストとデータ管理について	<p>デジタル地域通貨事業は、行政の効率化や地域経済の活性化を目的として導入されたが、利用者が増えれば増えるほど運用コストは増大するとともに、データ管理についても情報漏洩等に対するリスク管理がますます重要となってくる。特に、事業の実施が1事業者に依存し競争原理が働かない状況では運用コストの低減を図ることも難しく、このまま運営を続けた場合、デジタル地域通貨事業の長期的な財源確保が課題となる。</p> <p>県は、当事業のコストと便益を適切に評価し、その評価結果を公表することが重要と考える。</p>
22		20	ふくアプリにおける本人確認の推進について	<p>デジタル地域通貨事業は、給付金の迅速かつ確実な支給を目的の1つとしているが、現在のふくアプリでは公的個人認証による本人確認機能が具備されているものの利用されておらず、電話番号ベースのアカウント管理のみとなっていることや、自治体が保有する情報やシステムとの連携も十分ではないこともあり、給付金事業での利用が進んでいない。</p> <p>今後、より安全で信頼性が高く、かつ誰もが利用しやすい給付システムとして活用していくこと、また行政コスト削減につなげていくためには見直しが必要と考えられるため、事業の継続性も含め慎重に検討する必要がある。また、マイナンバーカードを活用した本人認証を進め、より確実かつ効率的な運用体制が構築されることが望まれる。</p>
23		21	ふくアプリの決済機能の活用について	<p>県の「ふくアプリ」を使った「はびコイン」での決済機能は、すでに民間のキャッシュレス決済サービスが広く普及している中で、行政が新たな決済サービスを提供し、それに関する費用を行政が負担することの必要性やその持続可能性には疑問が残る。</p> <p>また、持続可能な収益モデルがなく、運営コストが税金で賄われている点も大きな課題である。</p> <p>このため、デジタル地域通貨事業を決済手段として民間に普及させるのではなく、行政給付のデジタル化ツールや地域振興ポイントとして活用する形へと仕組みを移行し、民間決済サービスと連携しながら、行政独自の強みを生かすことで、より持続可能な形での運営を行うことを検討することが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
24		22	事業の継続可能性について	<p>デジタル地域通貨事業は、給付手続きのデジタル化と行政コスト削減を目指しているが、デジタル地域通貨アプリの普及率の低さやデジタル対応が難しい層への対応など、課題も抱えている。</p> <p>事業の成功には、アプリの改善や代替手段の検討、そして、県民全体のデジタル活用を支援する取り組みが不可欠であり、すべての県民がデジタル化の恩恵を受けられるよう、公平性と利便性を両立させた事業運営を行う必要がある。</p> <p>また、事業の性質上、多くの困難・課題があり、全国的にも成功例が少ない点を考慮すると、事業全体のコストと便益を数値化し、事業継続の是非を客観的に判断する必要があると考える。損失を最小化しこの事業実施のために使われた資源（ヒト、カネ、モノ、情報、ノウハウ等）を再配分するために、場当たり的に対応するのではなく、どのような状態になったらどのようなタイミング・方法で撤退するかといった撤退戦略（休止戦略も含む）についても予め考慮に入れておく必要があると思われる。</p>
25		23	成果指標の設定について	<p>デジタル地域通貨事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「デジタル地域通貨を活用した事業数」が設定されているが、これは、成果指標というより活動指標に近いと考えられる。</p> <p>デジタル地域通貨を導入することによって得られる成果について具体的にどうなることを期待しているのかを明確化し、数値目標を適切に設定することが望まれる。</p> <p>例えば、成果指標としては、既存事業の何割を現金給付からデジタル地域通貨に置き換えるかなど、行政のDXに関する成果指標を設定することが考えられる。</p>
4. 地図情報共有サービスを用いた地域課題解決事業				
26		24	活動指標および成果指標の設定について	<p>地図情報共有サービスを用いた地域課題解決事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として県民等の「投稿数」、成果指標として県が構築した「利用分野数（地図サイトの利用カテゴリーの数）」を設定している。</p> <p>県が設定した活動指標および成果指標は逆にしたほうが適切である。すなわち、県の活動量を表す活動指標として、県が設定し利用できる地図サイトのカテゴリー数、成果指標として県民等が地図サイトに投稿した投稿数が適切である。</p>
27		25	地図情報共有サービスにおける県民の利用増加策について	<p>地図情報共有サービスは、令和6年9月には本格運用（県民からの投稿受付）が始まり、令和7年2月には利用分野は11となったが、依然として利用は低調である。</p> <p>県は県民の利用増加策を講じる必要がある。周知の方法や回数を見直すとともに、県民が投稿する意欲が湧くサイト作りすることが望まれる。</p>
5. 嶺南スマートエリア推進事業				
—	該当なし	—	—	—

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
6. タクシーDX化支援事業				
28	3		補助金概算払における過大支出について	<p>県は、タクシー配車アプリ導入事業の運営において、補助事業者から提出された補助金交付請求書（概算払）の計算根拠資料につき、概算請求額の計算誤りがあるにもかかわらずこれを見逃し、不必要な概算額550千円を過大支出している。</p> <p>一部の事業者の補助金請求見込みが補助対象経費見込みを上回っていたにもかかわらず、チェックが十分でないために、概算請求額の過大を看過したものである。</p> <p>この過大支出は、概算払で発生したことであり、その後の事業完了後の精算にて県に返還されており、最終的には過大支出となっていないものの、財源管理の観点から事業者に対して不必要な支出を行うべきではない。概算払いにおいても請求根拠の十分な確認が必要である。</p>
29		26	補助対象経費の消費税等相当分の取扱い方法の記載について	<p>消費税の制度上、免税事業者か課税事業者か、また、課税事業者でも本則課税か、簡易課税か、さらに、本則課税でも公共・公益法人等に特定収入がある場合の仕入控除税額の調整を行う事業者か否かなど、補助事業者の状況により様々な取扱いの違いがある。</p> <p>これを十分に把握・斟酌しないと、補助対象経費に消費税等相当分がある場合の取扱いを誤る可能性があることから、補助事業者の状況に応じた消費税の取扱い方法についても交付要領等に明記することが望まれる。</p>
30		27	活動指標および成果指標の設定について	<p>タクシーDX化支援事業の事務事業カルテにおいては、地域住民や来県者の利便性向上を目標とし、キャッシュレス決済の導入などへの支援により交通分野におけるDXを進めることとしている。</p> <p>県は、活動指標として「補助件数」を、成果指標として「配車アプリ導入率・キャッシュレス決済端末導入率」を設定しているが、これらは手段の評価であり、目標が成果として達成できたかどうかの評価でない。上記の指標は活動指標として設定し、その先における目標の達成状況を成果指標として評価することが望まれる。例えば、「現金/キャッシュレスの利用割合の動向」、「電話/配車アプリによる迎車割合」などが指標として考えられる。他にも「利用者アンケートの高評価」なども成果指標測定に役立つであろう。</p>
7. 地域公共交通キャッシュレス化推進事業				
31		28	成果指標の設定について	<p>地域公共交通キャッシュレス化推進事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「交通系ICカードの路線バスへの導入台数」を設定している。ただし、事業目的である「運賃支払時のキャッシュレス化を進め、地域住民や観光客の利便性向上を図る」という観点からの評価が不足している。</p> <p>成果指標は、目的である「地域住民や観光客の利便性向上を図る」という観点から設定することが望まれる。例えば、成果指標として「機器の利用率」や「利用金額・利用者アンケートの高評価件数」などを設定すれば、利用・活用という「使う」側面が評価でき、事業費が有効に使われたかどうかの評価をより適切に実施できると考える。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
8. 嶺南地域公共交通充実支援事業				
32		29	活動指標および成果指標の設定について	<p>嶺南地域公共交通充実支援事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「嶺南広域行政組合を通じて行う市町への補助件数」、成果指標として「小浜線、バス等の年間利用者数」と事務事業全体の目標としてそれぞれ一つ設定しており、サブ事業であるキャッシュレス決済導入の事業に係る指標は特に設定されていない。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p>
9. 公立診療所におけるDX推進事業				
33		30	オンライン診療の補助件数について	<p>公立診療所における医療DX推進事業の補助対象となったオンライン診療の実施は、専門医によるオンライン診療で、1先のみであり、延べ日数も3日間だけであった。実際には、補助対象となるオンライン診療は他にも実施されており、申請すれば補助対象となったものもあると推測される。</p> <p>オンライン診療の実証事業を効果的に推進し、今後のオンライン診療をスムーズに実施していくためにも、補助金制度の存在を対象施設に十分に周知し、その活用を促すことが望まれる。</p>
34		31	活動指標および成果指標の設定について	<p>公立診療所におけるDX推進事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「オンライン診療の回数（回）」、成果指標として「オンライン診療の実証を行う診療所数」を設定している。</p> <p>当事業の目的は、医療へのアクセスに制約のあるへき地等に立地する診療所においても質の高い医療を行うためにオンライン診療の導入等を行うということである。そのため、活動指標が「オンライン診療の実証を行う診療所数」であり、成果指標が「オンライン診療の回数（回）」がより適切と考える。</p> <p>また、オンライン診療の目標回数が施設ごとに四半期に1回となっており、年間ベースで4回であり、実質利用されていないに等しい回数と思われ、目標回数としては少ないと考える。全体の診療件数に対する目標割合等を考慮して、目標回数を設定すべきである。</p> <p>また、活動指標として、「導入に向けての医療機関との意見交換回数」や、「患者や地域住民への広報活動実施回数」を掲げることも事業の目的達成のためにもよいと考える。</p>
10. 障がい福祉分野における介護職員負担軽減支援事業				
—	該当なし	—	—	—

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
11. 「ふく育」応援事業				
35		32	活動指標および成果指標の設定について	<p>「ふく育」応援事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「パスポート会員数」を設定し、18歳未満の子どもがいる世帯が100%会員登録を目標としているが、目標値は世帯数で、実績値は年度末の人数でカウントしており、同じ単位での比較検討がなされていない。目標値と実績値は同一の単位でカウントし比較報告される必要がある。</p> <p>また、成果指標として「合計特殊出生率」を設定しているが、合計特殊出生率は、他の要因の影響が大きく、当事業に対する成果とするには直接的な関連性が乏しい。成果指標は、当事業と直接的な関連性が認められる適切なものを設定することが望まれる。例えば、「子育ての満足度の向上」や「育児関連支出の削減効果」などがよいのではと考える。</p>
36		33	「ふく育パスポート」の稼働率について	<p>令和6年10月時点における「ふく育パスポート」の利用状況を分析したところ、直近6か月間の利用実績が約3割にとどまり、1年間ロケインしていない会員が約4割いることが分かった。</p> <p>これは、「ふく育パスポート」の会員の約半数が利用していないことを意味しており、子育て世帯にとって魅力的なサービスとなっていない可能性があり、ふく育パスポート事業全体の効果を最大限に引き出すため、県は、利用状況の改善に向けた取り組みを検討していくことが望まれる。</p>
37		34	「ふく育パスポート」の効果測定について	<p>「ふく育パスポート」は、利用者がスマートフォンを使って、「ふく育パスポート」のパスポート画面を店頭で見せることにより、企業が独自に設定した割引や優待を受けることができるシステムになっているが、どの店舗でどれだけ使われているかの情報が集まる仕組みにはなっていない。そのため、「ふく育パスポート」でどの企業のどの割引や優待が子育て世帯にとって必要とされているのかニーズを把握することはできず、「ふく育パスポート」事業を発展させることができていない。</p> <p>「ふく育パスポート」事業がより良くなるためにも、ふく育パスポートの利用実態を把握できる仕組みを整えることが望まれる。</p>
38		35	ふく育の公式 LINE について	<p>ふく育の公式LINEアカウントについて監査時点の登録者数は20,779人となっている。ふく育パスポートの会員数は60,000件超あるにもかかわらず登録者数が少ない。理由として、ふく育の公式アカウントがLINEで検索した場合表示されないことにも問題があるのではないかと考える。</p> <p>現状、公式アカウントの登録もホームページからのリンクからでしか発見できないため、より簡単に公式アカウントを登録できるよう改善することが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
39		36	ふく育ポイントについて	<p>ふく育応援団店舗で使用できる「ふく育ポイント」の発行にあたり、対象者の名寄せ、ポイント交付用の二次元コード付きハガキの郵送等、追加的な負担が生じており、事業費195百万円のうち50百万円が委託料として消費されている。当事業は、有効性、公平性、効率性の観点から改善の余地があったと考える。</p> <p>今後もふく育ポイント交付による子育て支援を実施するのであれば、利用者にとって利便性の高い給付方法への見直し、利用可能店舗の制限の撤廃、マイナンバーカードの活用による給付プロセスの合理化と行政負担の削減といった施策を講じ、より実効性のある支援事業へと改善させることが望まれる。</p>
12. ふくい移住ブーム創出事業				
40		37	委託先の選定について	<p>ふくい移住ブーム創出事業におけるナッジを活用した移住促進PR業務においては、特定の企業のみ履行可能として特命随意契約を行ったが、他の企業においても同様のサービスを提供していることが確認できた。</p> <p>委託先の選定にあたっては、複数の候補から選定することを基本とし、特命随意契約は慎重かつ厳正に行う必要がある。</p>
41		38	活動指標および成果指標の設定について	<p>ふくい移住ブーム創出事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「ふくい移住ナビPV数」、成果指標として「新ふくい人」を設定している。定住交流課の事務事業のうち、成果指標を「新ふくい人」としている事務事業が10件に及んでおり、どの事務事業が成果指標「新ふくい人」にどれだけ寄与しているのか、貢献度を把握することが困難であり、事業評価の精度が低下する可能性が懸念される。指標は、事業目的に直接的に影響する指標を設定することが望まれる。</p> <p>当事業においては、福井県への移住に関心を持ち、実際に移住するという行動に移すことを促すため、例えば、活動指標を「広告配信数・投稿数」とし、成果指標を「ふくい移住ナビPV数」とするなど考えられる。</p>
13. オールふくい連携婚活支援事業				
42		39	「ふく恋 ふくい結婚応援ポータル」と「ふくいコンシェルジュ」アプリとの連携について	<p>「ふく恋 ふくい結婚応援ポータル」のWebサイトでは、婚活に関するイベント情報が豊富に掲載されている。しかし、現状の県民向けポータルアプリである「ふくいコンシェルジュ」アプリでは、「ふく恋 ふくい結婚応援ポータル」に掲載されている婚活関連情報へのアクセスができない。</p> <p>若い世代への結婚支援をより一層推進するため、「ふく恋 ふくい結婚応援ポータル」と「ふくいコンシェルジュ」アプリとの連携強化を図り、「ふくいコンシェルジュ」アプリ内で婚活関連情報が容易に閲覧できるよう、情報連携やリンクの設置などが行われることが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
43		40	活動指標の設定について	<p>オールふくい連携婚活応援事業の事務事業カルテにおける活動指標「マッチングシステム登録者数」は、令和3年度から令和5年度にかけて実績値が目標値よりも上回っているが、目標値は令和3年度から最終目標値まで1,000人のままである。</p> <p>目標値を達成できたのであれば、目標値を据え置くのではなく、より多くの登録者数を確保しようとするインセンティブにも繋がるよう、より高い目標値に見直すことが望まれる。</p> <p>なお、令和5年度補正の地域少子化対策重点推進交付金実施計画書では、年度末の会員登録数（センター登録数）の目標値が1,400人と設定されているので、これと整合性を図るのがよいと考える。</p>
44		41	ふくい結婚応援協議会会員負担金の返納について	<p>令和5年度のふくい結婚応援協議会会員負担金について、県の予算負担金額と実績との差額が県に返納されているが、「ふくい結婚応援協議会会則」や「ふくい結婚応援協議会会計規程」には、返納に関する規定が存在しない。これでは、返納されるべき負担金が生じた場合に、返納について失念する可能性が生じる。</p> <p>このような事態を防ぐため、「ふくい結婚応援協議会会則」または「ふくい結婚応援協議会会計規程」に返納に関する規定を設け、返納の要件や手続きを明記することが望まれる。</p>
14. 災害情報インターネット通信事業				
45		42	福井県防災ネットの県民の利用状況について	<p>福井県防災ネットおよび福井県災害情報インターネットシステムは、その内容が充実していると思われるが、その運営管理のためには毎年度5千万円弱の支出が必要となり、また、県民がこれを認知し有効利用しているかどうかは把握できていない。</p> <p>県民にこの防災情報を有効利用してもらうために、県民の認知度や利用状況、このシステムへの評価・意見を調査し、それをシステムへ反映させることが望まれる。</p>
15. 農業水利施設等防災減災対策事業				
46		43	請負工事における変更理由書の記載について	<p>請負工事における変更理由書において、上下に分かれた表を設けて金額等の管理を行っているが、下の表の「増減額（直工）」欄に直工のみを記載すると、上の表の金額との整合性が確認できず、記載漏れや数値の入力ミスが生じてしまうおそれがある。</p> <p>これらの誤りを回避するために、直工以外についても記載し、上と下の表の金額の整合性を担保するのが望ましい。</p>
16. ふくいの空から県民を守るドローン防災事業				
47		44	成果指標の設定について	<p>ふくいの空から県民を守るドローン防災事業の事務事業カルテにおいては、成果指標が設定されていない。「災害時の状況把握の予算であるため、成果指標の設定が困難」という理由について理解はできるが、成果指標は事業の有効性をはかる唯一の定量的な指標であり、できる限り設定することが望ましい。</p> <p>当事業は、その事業内容から「災害発生時にドローンを適切に運用できる体制の確保」を目標としていると判断できることから、例えば、「災害が予想される地域の災害用ドローンによる対応カバー率100%の維持」を成果指標として記載することが考えられる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
17. 県立学校タブレット活用促進事業				
48	4		変更契約の適切な実施について	<p>県立学校タブレット活用推進事業において、県の契約書特記事項に関する指針の一部改正に伴い「委託業者等における個人情報等の取扱い状況の確認依頼および契約書特記事項の一部改正について（通知）」（D推第1308号、情法第903号）に基づき、「情報セキュリティに関する特記事項」および「個人情報取扱特記事項」の内容変更（情報の廃棄処理の報告等）の変更契約書を作成し、締結する必要があったが、失念していた。</p> <p>必要な契約変更については忘れずに実施する必要がある。</p>
49		45	活動指標および成果指標の設定について	<p>県立学校タブレット活用促進事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「学校でロイロノートが利用できる端末の割合（％）」を設定している。整備することはもちろん大事であるが、実際に活用されて初めて、当事業の目標が達成できると考える。活動指標としては、例えば、「学習支援アプリを利用した件数」などを設定することが望まれる。</p> <p>また、成果指標として「授業の内容がよくわかると答えた生徒の割合（％）」を設定しているが、学習支援アプリを利用したことによる成果との関連が明確になっていない。当事業の活動の成果として分かるように、例えば、「学習支援アプリの利用により授業の内容が分かりやすくなったと答えた生徒の割合（％）」といった事業内容に直接的に結びつく成果指標を設定することが望まれる。</p>
18. 小中学校タブレット端末活用モデル事業				
50		46	成果指標の設定について	<p>小中学校タブレット端末活用モデル事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「授業でのタブレット端末の活用状況」を設定している。それ自体は問題ないと思われるが、「授業および家庭の両方から児童生徒一人一人の主体的な学び、個別最適な学びを実現する」ということが事業目的であることから、「家庭におけるタブレット端末の活用状況」も成果指標として加える方がよいと考える。</p>
19. はびりゅうスポーツ広場プロジェクト				
51		47	システムの活用について	<p>はびりゅうスポーツ広場は、まだ運用され始めて間もないものの、月別の登録者数と入力回数を比較すると、入力回数は1人当たり月に2回未満と小学生において当該システムの利用があまりなされていないようである。</p> <p>福井県の児童が運動することを促すツールの一つとして有効と考えられることから、県内児童の運動能力の向上を図る観点からも当該ツールについて整備・提供するだけでなく、実際に活用してもらうような活動や施策も行っていくことが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
52		48	公募の公知性について	<p>はぴりゅうスポーツ広場システム構築事業は、一律の仕様を作成し、価格のみで調達を行う一般競争入札でなく、最低限の仕様を示し、提案内容と費用を総合的に判断し、県にとって一番良い内容での調達を行うという観点から公募型プロポーザル方式により調達を行っている。</p> <p>ただし、実際に応募があったのは、1者のみであった。公募は、県庁1F掲示版への掲示と、ホームページでの告知によって行われた。公募型プロポーザル方式を採用した趣旨が満たされ、少しでも多くの応募者が出てこられるよう、公募期間を長くする設定する、掲示版への掲示やホームページでの告知だけでなく、プッシュ型の方法（事前登録者へのメール配信等）も導入するなどし、公知の方法を工夫することが望まれる。</p>
53		49	活動指標および成果指標の設定について	<p>はぴりゅうスポーツ広場プロジェクト事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「児童の参加」を設定しており、事業目的達成として行う指標として問題はない。ただし、ただ参加とするなら最初の紹介時に目標を設定すれば1回参加したということだけで目標を達成したことになり、事業の目的を達成できないと考える。一定回数以上参加することで始めて児童の運動に親しむ資質の育成と体力の向上を図るという事業の目的が達成できると考える。そのため、例えば、10回以上参加等、一定回数以上の参加や一定期間の継続的な参加などを活動指標とすることが良いと考える。</p> <p>また、成果指標として「小学校5年生の1週間の総運動時間（分）」を設定しているが、解決すべき問題が「運動をする児童としない児童の二極化が進んでいる。」、問題を表す客観的データが「令和5年度小学生の1週間の総運動量60分未満の割合」であることを考えると、成果指標は「1週間の総運動量〇〇分（最低60分）以上の児童の割合」とするのが課題と整合し良いと考える。</p>
<Ⅱ. 産業DX>				
1. 県内企業のDX推進事業				
54		50	予算執行率の改善について	<p>県内企業のDX推進事業において、県は必要と考え確保した予算額のほぼ3分の1を執行できなかった。このことは、県内企業のDXに対する県の寄与度が十分ではないことを意味し、県内企業の成長・発展に好ましくない状況である。</p> <p>県は、予算執行率を高め、県内企業のDXに寄与するために、予算執行率が低い原因を調査し、事業内容を見直す必要がある。</p>
55		51	補助事業者の県への実績報告について	<p>補助事業者が県に提出し報告する県指定の実績報告書には、見込みと実績の差異の原因・理由を記載する欄がない。</p> <p>県は、この実績報告書に見込みと実績の差異の原因・理由を記載する欄を設けるか、それを記載した書類を添付させることにより、補助事業者に差異の原因・理由を調査・分析させ、書面で報告させることが必要である。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
56		52	成果指標の設定について	<p>県内企業のDX推進事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「県内企業のIoT導入率」を設定しているが、指標の測定頻度（2年ごと）や事業全体の成果を表す指標かどうかという観点から、適切とは言えない。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p>
2. 「ふく割」による消費喚起事業				
57		53	デジタルバウチャー「ふく割」の施策の方針変更について	<p>「ふく割」による消費喚起事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「消費喚起額」を設定しており、令和3年度から令和4年度までは実績が目標を上回る成果を上げ、コロナ禍による消費の落ち込みを喚起するという点で成果を上げていた。しかし、令和5年度においては目標を下回っており、令和5年度に特定業種に絞ってバウチャーを発行する方針に変更したことが要因として考えられる。</p> <p>令和5年度についてもバウチャーの発行方針を変えることなく令和4年度までと同様の方針を継続すべきであったと考える。</p> <p>今後のバウチャー施策においては、過去の成功事例や消費者ニーズを十分に分析し、費用対効果の高い施策設計を行うことが望まれる。また、特定業種への支援を行う場合には、客観的なデータに基づき、有効な施策かどうかよく検証することが望まれる。</p>
3. スマート施設園芸拡大推進事業				
58		54	活動指標および成果指標の達成状況と今後の対応策について	<p>スマート施設園芸拡大推進事業について、事業終了年度における目標未達成は、新型コロナウイルス感染症の拡大や資材高騰といった外部要因の影響が大きく、理解できる面もあるが、要因についてはより詳細な分析が必要である。</p> <p>特に、資材高騰の影響については、今後も引き続き資材価格が低下する見込みは低い状況であることを踏まえ、次期事業での対応策を検討する必要がある。</p> <p>所管課では、次期事業に向けて、ランニングコストの低減やブランド化による販売単価の上昇などの方策を考えているが、事務事業カルテへの当該方策の記載は見られなかった。次期事業で検討すべき方策についての所管課の意見は事務事業カルテに記載しておくことが望まれる。</p>
59		55	補助対象となる条件について	<p>スマート施設園芸拡大推進事業において、補助事業者の売上高目標が概ね3,000万円以上となることを補助要件としている。これは、利益目標500万円から逆算されたものである。</p> <p>県は、補助金の目的である大規模な農業経営の実施により、農業でも儲かることを示すためにも、より高い売上高目標を設定することが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
4. 儲かるふくい型農業総合支援事業（スマート農業型のみ）				
60		56	補助事業の申請書類の検証について	<p>儲かるふくい型農業総合支援事業（スマート農業型のみ）における令和5年度の補助事業において、事業者から提出された収支計画書に、役員報酬の計上誤り、収入合計額の不一致といった記載誤りが検出された。</p> <p>些細な数値の誤りではあるが、収支計画は補助事業採択決定において重要な資料である。時間的、人力的に十分なチェック体制を確保する必要がある。</p>
5. 中山間総合対策支援事業（草刈・防除作業省力化支援のみ）				
61		57	活動指標および成果指標の設定について	<p>中山間総合対策支援事業の事務事業カルテにおいては、いくつかのサブ事業を行なっているが、活動指標および成果指標は、そのうちの一部のものについてのみ記載している。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p>
6. 林業DX推進対策事業				
62		58	データの活用について	<p>森林クラウドシステム導入事業によって整備された森林情報に関するデータは、現状、森林整備のためだけに使われている。</p> <p>当該情報については、相続税評価における立木の評価等にも活用できると考えられ、森林の立木の評価の効率的な運用に役立てられるようにするなど、さまざまな場面で活用されていくようにすることが望まれる。</p>
63		59	活動指標の設定について	<p>林業DX推進対策事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「航空レーザ計測面積（ha）」を設定しているが、これは、航空レーザ計測による地形・資源のデジタル化事業には該当するが、森林クラウドシステム導入事業とは直接関係がない。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標を設定することが望まれる。</p> <p>森林クラウドシステム導入事業においては、例えば、活動指標として、データ化件数などがよいのではないかと考える。</p>
64		60	ドローンの活用について	<p>森林調査は、これまで有人航空機や人力による地上調査が主流であったが、近年、ドローンを活用した方法も行われてきている。ドローンを活用することで、労力やコストの削減、高精度なデータの取得、安全性の向上、迅速な処理、環境負荷の低減といった多くの利点があり、持続可能な森林管理と効率的な資源利用に貢献すると考えられる。</p> <p>今後もドローン技術の進化が期待される中、県は、ドローンを活用した森林調査方法の研究・導入を検討していくことが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
65		61	成果指標の設定について	<p>林業DX推進対策事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「県全体の県産材生産量（m³）」を設定しており、各サブ事業はそれに影響を与えることから誤っているわけでないが、県産材生産量の増加は、各サブ事業の活動成果によるもののほか、設備の導入や労働人数の増加等、生産能力の向上による面も影響することになる。成果指標は、各事業に適したものを設定し記載することが望まれる。</p> <p>例えば、成果指標として、施業地確保や路網計画の決定件数、県が目標としている全体の森林面積や地域に対する達成割合などがよいのではないかと考える。</p>
7. スマート水産業による「越前がに」に代表される底魚資源維持増大事業				
66		62	委託契約における備品購入について	<p>「操業日誌を利用したズワイガニ資源量推定技術の開発」研究委託契約内で購入したワークステーションの所有権は、研究委託が終了するまでは公立大学法人福井県立大学に帰属するが、委託契約の内容によっては、研究終了後に福井県に返還される可能性がある。</p> <p>担当者が変わったとしても、このような備品がどこにあるかをより簡単に把握できるよう、一覧表を作成し、常時把握できるようにしておくことが望まれる。</p>
8. DMOによる観光地域づくり推進事業				
67		63	活動指標および成果指標の設定について	<p>DMOによる観光地域づくり推進事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「観光プレーヤー支援数」を設定しているが、これは他のサブ事業には該当するが、観光デジタルマーケティング（CRM）推進事業とは直接関係がない。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p>
68		64	事務事業カルテの各項目の記載内容について	<p>DMOによる観光地域づくり推進事業の事務事業カルテ上の各記載項目の中には、サブ事業ごとに内容が異なる項目があるものであっても、全体の中の特定のサブ事業に関するものについてのみ記載しているものがある。</p> <p>事務事業の規模が大きい場合や多岐にわたる場合で、複数のサブ事業を実施している場合、見る側が誤った理解をしないよう、事業単位を評価可能な最小単位まで分けるか、事務事業カルテの各項目はサブ事業ごとに記載するなど、柔軟な使い方をする必要があると考える。事務事業カルテを見る側が正しく事業の方針や動きを理解できる記載内容となるよう、改めて事務事業カルテの記載方法について検討することが望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
9. インバウンド向けデジタルマーケティング推進事業				
69		65	委託先の選定について	<p>令和3年度にインバウンド向けウェブサイトの作成の際、総合的な見地から最適な事業者を選定する提案募集を行い、委託先を選定している。しかし、令和3年度の入札資料を確認したところ、主に多言語での情報発信能力を重視されており、SNSコンテンツ制作の専門性は十分な検討対象となっていなかったように見受けられる。</p> <p>今回の委託内容については、SNS運用業務であり、前回入札とは求められる専門性が異なり、また、他の自治体でもSNS運用業務単独での競争入札や公募型プロポーザルが事例としてあるように、SNSでの情報発信が競争入札に適さない事業に該当するとは考え難く、特命随意契約により同じ委託先とすることは妥当ではなかった可能性が高いと考える。</p> <p>今後の委託先選定については、複数の候補から選定することを基本とし、特命随意契約は慎重かつ厳正に行う必要がある。</p>
70		66	活動指標および成果指標の設定について	<p>インバウンド向けデジタルマーケティング推進事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「SNSフォロワー数」、成果指標として「ウェブサイトPV数」を設定しているが、令和4年度から令和5年度にかけてSNSフォロワー数が増えているもののPV数は減少している。活動指標と成果指標に相互関連性がなく設定に問題があると考え。また、SNSフォロワー数が活動指標となっているが、活動の結果、フォロワー数が増加するのであって活動指標に設定することは適切でない。</p> <p>活動指標と成果指標について、例えば、活動指標についてはオリジナルコンテンツの制作件数や投稿件数、成果指標についてはウェブサイトPV数、SNSフォロワー数、ウェブサイトPV数÷広告費用、SNSフォロワー増加数÷広告費用など、費用対効果の測定可能性を考慮して設定するのがよいと考える。</p>
71		67	事業の経済性について	<p>インバウンド向けデジタルマーケティング推進事業においては、令和3年度35,666千円、令和4年度25,228千円、令和5年度34,739千円の計95,633千円の投資を行い、ウェブサイトのPV数（英語、繁体字、簡体字の合計）は令和4年度35,905PV、令和5年度34,228PVであった。</p> <p>ウェブサイトの1PVあたりの事業費は、令和4年度と比較して令和5年度は増加しており、費用対効果が悪化しており、ウェブサイトやSNSの運営・管理体制について見直しが必要である。</p> <p>また、SNSの運営費や広告費について、費用対効果の再検証を実施し、ウェブサイトやSNSの運営・運用方法についてもコンテンツの質の向上に取り組んでいく必要がある。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
10. 新幹線開業時ミュージアム誘客拡大事業				
72		68	活動指標および成果指標の設定について	<p>新幹線開業時ミュージアム誘客拡大事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「企画展開催数」、成果指標として「企画展観覧者数」を設定しているが、事業の目的である「インバウンド対応」との関連性が低いと考えられる。</p> <p>本来は、インバウンドで訪れた人数や満足度を把握することが理想だが、それが難しい場合でも、多言語化対応した施設の来場者数や多言語化したホームページのPV数などを成果指標として設定する方が適切であり、企画展に限定した指標とするべきではないと考える。</p>
11. 福井城址活用推進事業				
73		69	Free Wi-Fi の設置について	<p>福井城復元アプリは、アプリ本体と3Dデータのダウンロードに大容量の通信を必要とし、利用者にとって負担が大きい。そこで、城址敷地内には福井県のフリーWi-Fiスポットが設置されている。ただし、隣接する福井市中央公園にも福井市のフリーWi-Fiスポットが設置されており、両者のエリアが一部重複している箇所がある。</p> <p>このような重複箇所については、両自治体が連携してWi-Fiスポットを設置・運営することで、設置費や運営コストの削減が行われることが期待される。</p>
74		70	活動指標および成果指標の設定について	<p>福井城址活用推進事業の事務事業カルテにおいては、いくつかのサブ事業を行っているが、活動指標および成果指標は、サブ事業ごとには設定されていない。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p>
12. 県内観光促進事業（いこーよ！キャンペーンのみ）				
75		71	事務経費の予算について	<p>補助金交付先が作成した県内観光促進事業（いこーよ！キャンペーン）実施計画書によれば、予算額120,000千円のうち、クーポン原資77,000千円を除く事務経費が43,000千円と見積もられており、実に35.8%が事務経費にかかる計画となっている。当初計画から事務経費が多額に見積もられており、事務経費の内訳については十分な検討がなされていない。</p> <p>事務経費の予算については、具体的な準備活動等の積み上げによる予算ではなく、クーポン原資に対して最も効果的かつ効率的な運用がなされるよう、複数プランを策定し、最も費用対効果が優れたものを採用するよう改善することが望まれる。</p> <p>また費用対効果の測定指標として民間で使われている指標を用い、計画段階から事務経費が事業規模に対して妥当な水準であるものか比較できるようにすることを検討することも望まれる。</p>

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
76		72	紙クーポンとデジタル地域通貨を交付する場合の事務経費削減について	<p>デジタル地域通貨を発行することで事務経費の削減が期待されるべきであるが「ふくいIdeお得意ーよ！キャンペーン事業」では、紙でのクーポン発行とデジタル地域通貨の両方を発行したため事務経費が二重にかかっていた。また、デジタルでの発行に伴い店舗用二次元コードのための経費も発生していた。</p> <p>スマートフォンを持たない宿泊客への対応として紙クーポンが必要であるならば、紙クーポン発行対象を限定し、デジタル地域通貨の利用をより簡便化・簡略化することで、消費者および店舗の負担を軽減し、全体的なコスト削減を図っていくべきであった。</p>
<Ⅲ. 行政DX>				
1. デジタル県庁推進事業				
77		73	再々委託承認申請書の記載事項について	<p>Microsoft Teamsによる外部とのコミュニケーション拡張に係る専用ツールの導入及びライセンス提供業務において作成された『再々委託承認申請書』において、記載事項として、「再々委託先が取り扱う情報」があるが、当該記載事項が空欄のままとなっていた。</p> <p>該当がなかったことから空欄にしたとのことであるが、県は、記載が要求されている事項については、該当がない場合であっても「再々委託先が取り扱う情報はない。」や「再々委託先が取り扱う情報は存在しない。」など何らかの記載を求め、記載が漏れているとの誤解や不必要な確認作業を避ける観点からも記載を求めるべきである。</p>
78		74	活動指標および成果指標の設定について	<p>デジタル県庁推進事業の事務事業カルテにおいては、いくつかのサブ事業を行っているが、活動指標および成果指標は、そのうちの一つである「① R P Aを活用した事務処理の効率化」に関するもののみであり、その他の各サブ事業に対するものと直接的に繋がるものではない。</p> <p>活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。</p>
2. 市町基幹業務システム標準化支援事業				
—	該当なし	—	—	—
3. ビッグデータ活用推進事業				
—	該当なし	—	—	—
4. 行政情報ネットワーク運営費				
—	該当なし	—	—	—
5. 電子決裁・文書管理システム運用事業				
—	該当なし	—	—	—
6. 県議会 ICT 化推進事業				
—	該当なし	—	—	—

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
7. 電子申請・施設予約サービス事業				
79		75	「福井県電子申請サービス」のサイトの使いやすさの改良について	<p>県民（市民）は自分が申請・届出しようとしている事項が県・市町のどちらへの申請・届出事項かわからない場合は、「福井県電子申請サービス」のホームページから県または各市町のサイトにアクセスしてから申請・届出事項を選択または検索するようになっている。</p> <p>県が市かどちらに申請するか分からない県民のため、あるいは、分かっても手数を省くため、ホームページから直接検索条件を設定・入力できるようにすることが望まれる。</p>
80		76	標準外経費における活動指標および成果指標の設定について	<p>県は、電子申請システム運営事業の支出は経常的費用として活動指標および成果指標を設定していない。</p> <p>しかし「標準外経費」に該当するこの事業においては、その支出の効果を測定し事業評価を行うために指標の設定が必要であると考えられる。例えば、電子申請サービスにおいては、活動指標として「オンライン化された手続数」、成果指標として「電子申請件数」、施設予約サービスにおいては、活動指標として「予約可能な施設数」、成果指標として「オンライン予約数」が考えられる。</p>
8. 生成 A I の業務活用に向けた実証環境の拡大（政策トライアル枠予算）				
—	該当なし	—	—	—
9. A I を活用した庁内問合せ業務自動化事業（政策トライアル枠予算）				
—	該当なし	—	—	—
10. 財務会計システム再構築事業				
81		77	再委託の範囲や全体像の明確化について	<p>再委託承認申請書の記載内容だけでは、委託と再委託の範囲や全体像の把握が容易でなく、再委託が適当かどうか判断しにくい。</p> <p>再委託をする際には、再委託業務範囲について、全体の委託業務のうち、どの範囲で再委託がされているか分かるように、業務内容や業務プロセスごとに役割分担表を作成し、再委託業務の範囲に係る合理性があるか分かるようにすることが望まれる。</p>
11. 土木業務運営システム運用事業（数量計算支援システム等保守業務）				
—	該当なし	—	—	—
12. マイナポイント取得支援事業				
82		78	マイナンバーカードの取得推進について	<p>国の事業の一環として行われていたマイナンバーカードの取得促進事業が令和5年9月に終了した後においては、マイナンバーカードの普及のための施策や事業等は特に実施されていない。</p> <p>県民の利便性向上や行政のデジタル化の促進を図っていくためにも、取得していない県民への個別対応やマイナンバーカードを活用したサービスの提供を実施し魅力を高めるなど、何らかの施策を実施し、引き続きマイナンバーカードの取得推進に向けて取り組んでいくことが望まれる。</p>
13. 福井県警察防犯アプリ整備事業				
—	該当なし	—	—	—

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項目	内容
14. FUKUI SAFETY PROJECT				
83		79	活動指標の設定について	<p>「FUKUI SAFETY PROJECT」事業においては、成果指標として「交通事故死者数」を設定しているが、活動指標を設定していない。</p> <p>経済性・有効性・効率性などの観点から事業の評価を行うためには、成果指標だけでなく、この事業の支出によって行われた活動の結果を表す適切な数値を活動指標として設定すべきである。</p> <p>また、活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標を設定することが望まれる。</p>